○関東地方整備局告示第四百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市館町一〇九七番四五地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第四百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百五十七号	横浜市中区錦町五番一二〇地先から同市中区錦町一五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月二十二日

○関東地方整備局告示第四百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第二百八十八号志木都市計画道路事業三・四・三号中央通停車場線

三　事業施行期間　自平成十七年四月六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　前橋都市計画道路事業三・四・四十九号敷島公園大師線

三　事業施行期間　自平成二十七年十二月二十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県前橋市青柳町字宿前、龍蔵寺町字天神及び字寺後並びに上細井町字芦沼、字南新田、字八幡前、字天神、字薬師、字宿及び字桧下地内

使用の部分　群馬県前橋市龍蔵寺町字寺後地内

○北陸地方整備局告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び富山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日　北陸地方整備局長　藤山　秀章

平成二十年北陸地方整備局告示第五十四号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道八号　富山県下新川郡朝日町境地先（新潟県境）から同県富山市水橋金尾新地先まで

○九州地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市立花町下辺春字松ヶ原二四三六番一から同市立花町下辺春字久下野東三二五二番二まで	前	九・八〇～一七・八〇 メートル	〇・〇九七 キロメートル
	後	一二・五〇～一八・七〇 メートル	〇・〇九七 キロメートル
八女市立花町上辺春字高塚四九二番一から同市立花町上辺春字中野六七九〇番一まで	前	九・八〇～一五・九〇 メートル	〇・六七二 キロメートル
	後	一一・三〇～一二・一〇 メートル	〇・六七二 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
指宿市西方字池原ノ東二三三七番一から同市西方字吹切四五七四番八まで	前	七・九二～一三・六五 メートル	〇・三三六 キロメートル
	後	一二・七四～四七・八七 メートル	〇・三三六 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○北海道開発局告示第百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十二日　北海道開発局長　本田　幸一

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・四・三十九号西神楽中央通及び三・二・二十三号西神楽線

三　事業施行期間　自平成二十七年十二月二十二日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道旭川市西神楽北一条二丁目、西神楽北一条三丁目、西神楽北一条四丁目、西神楽一線十三号、西神楽南一条二丁目、西神楽南一条三丁目、西神楽南一条四丁目及び西神楽一線十四号地内

使用の部分　なし